

令和4年度 老人保健健康増進等事業「介護保険制度の実施状況に係る全体像把握のためのツールを活用した保険者の地域マネジメント強化に資する調査研究事業」介護保険「保険者シート」説明会

介護保険事業計画策定とデータ活用

令和4年9月

厚生労働省老健局介護保険計画課

本日の内容

- 1 介護保険事業(支援)計画について
- 2 地域分析について
- 3 計画策定に向けた各種調査について
- 4 計画の進捗管理について

本日の内容

- 1 介護保険事業(支援)計画について
- 2 地域分析について
- 3 計画策定に向けた各種調査について
- 4 計画の進捗管理について

介護保険事業（支援）計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、8期指針：令和3年1月厚生労働省告示第29号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第8期 介護保険事業(支援)計画 基本指針の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

- 二 二千二十五年及び二千四十年を見据えた目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待の防止等
- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 **介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進**
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十四 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等地域の実態の把握
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 二千二十五年度及び二千四十年の推計並びに第八期の目標
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 被保険者の地域における**自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定**

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための重点的に取り組むことが必要な事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 6 認知症施策の推進
- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 11 災害に対する備えの検討
- 12 感染症に対する備えの検討

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態の把握
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 市町村への支援
- 5 二千二十五年度及び二千四十年の推計並びに第八期の目標
- 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 7 老人福祉圏域の設定
- 8 他の計画との関係
- 9 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における**自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定**
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進
(五)介護予防の推進 (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 認知症施策の推進
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービス情報の公表に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討

第四 指針の見直し

別表

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

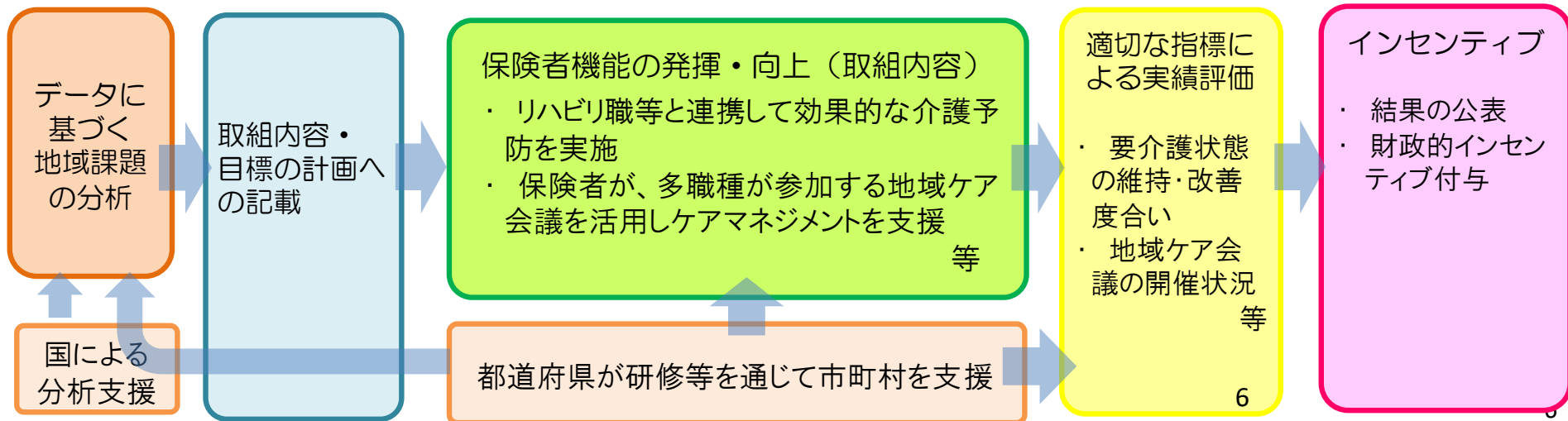
保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

平成29年法改正による見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備



介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携

（略）

平成二十九年の法改正では、市町村の保険者機能の強化を図るとともに、国と都道府県による重層的な支援を行うため、都道府県による市町村支援を法律上に位置付け、明確にしたところである。また、この一環として、市町村や都道府県の自立支援、重度化防止等に関する取組を評価指標の達成状況に応じて支援する交付金として保険者機能強化推進交付金を創設し、さらに、令和二年度からは、介護保険保険者努力支援交付金を創設してその拡充を図ったところである。都道府県が市町村を支援するに当たっては、これらの交付金の管内市町村に係る評価結果を活用し、小規模市町村をはじめ、市町村の取組状況を踏まえたきめ細かい支援を行い、地域全体の底上げを図っていくことが重要である。

（略）

十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府県の保険者支援の機能を強化していくことが重要である。このため、平成二十九年の法改正により、市町村及び都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うこと及び評価結果を公表するよう努めることが定められた。あわせて、当該実績評価については、市町村は都道府県に結果を報告するとともに、都道府県は管内市町村に係る評価結果と併せて厚生労働大臣に結果を報告することとされた。

厚生労働省（地方厚生（支）局を含む。）においては、こうした仕組みも活用し、報告された市町村及び都道府県における実績評価や、保険者機能強化推進交付金等の評価結果も含む地方公共団体の取組状況の分析や好事例の横展開、データを有効活用するための環境整備を行うなど、PDCAサイクルを通じて、より効果的な市町村及び都道府県に対する支援策等を検討し、所要の措置を講ずることとする。

都道府県においては、市町村における高齢者の自立支援や重度化防止の取組の地域差について、要因分析を行い、支援を確実に行うことが必要であり、市町村が目指すべきこと、取り組むべきことを示すとともに、小規模自治体をはじめ、市町村へのきめ細かい支援を行うことが重要である。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定されるため、各市町村においては、**それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進**していくことが求められている。（略）

具体的には、保険者である市町村においては、**①それぞれの地域の実態把握・課題分析を行い、②当該実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進して、④これらの様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、**という取組を繰り返し行い、保険者機能を強化していくことが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周知していくことが重要である。

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

介護保険制度の基本理念や介護報酬の内容及び広域的な調整を行う役割を踏まえるとともに、都道府県における地域条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容やそのための支援体制が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を作成することが重要である。

このため、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、効率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制度の持続可能性を確保していくため、各都道府県が都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たって、**要介護認定や一人当たりの介護給付等状況、施設サービスと居宅サービスの割合その他の市町村の介護保険事業の実態を他の都道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県関係部局、市町村、地域の関係者と共有していくことが重要である。**

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知していくことが重要である。

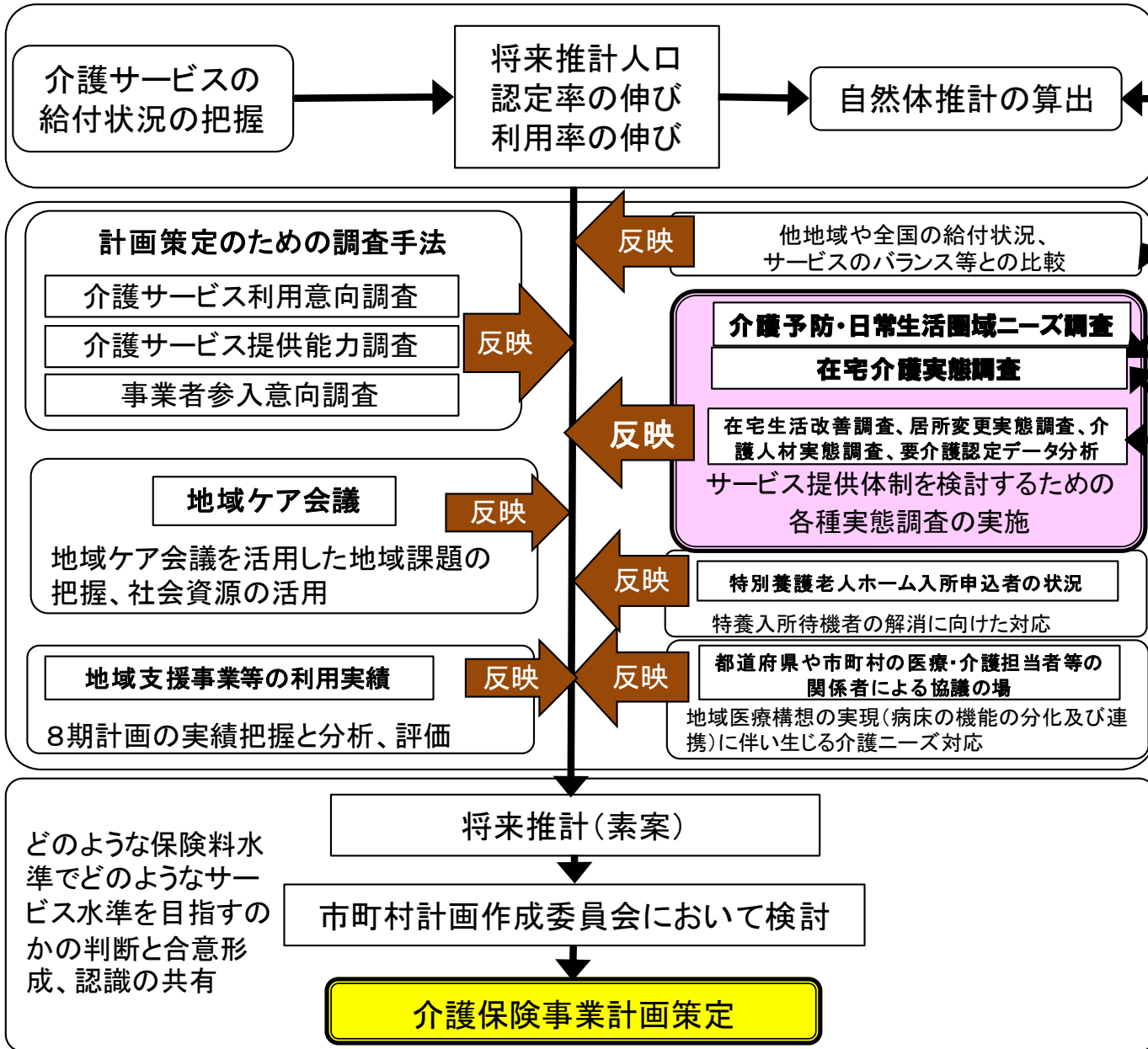
《作成プロセス》

《支援ツール》

自然体推計

基礎調査・地域ケア会議・
地域間比較

施策反映
関係者との議論を
踏まえた計画の策定



将来推計機能
「見える化」システム
現状分析機能
集計・分析ツール
調査結果等の施策反映例の提示
計画の手引き

本日の内容

- 1 介護保険事業(支援)計画について
- 2 地域分析について**
- 3 計画策定に向けた各種調査について
- 4 計画の進捗管理について

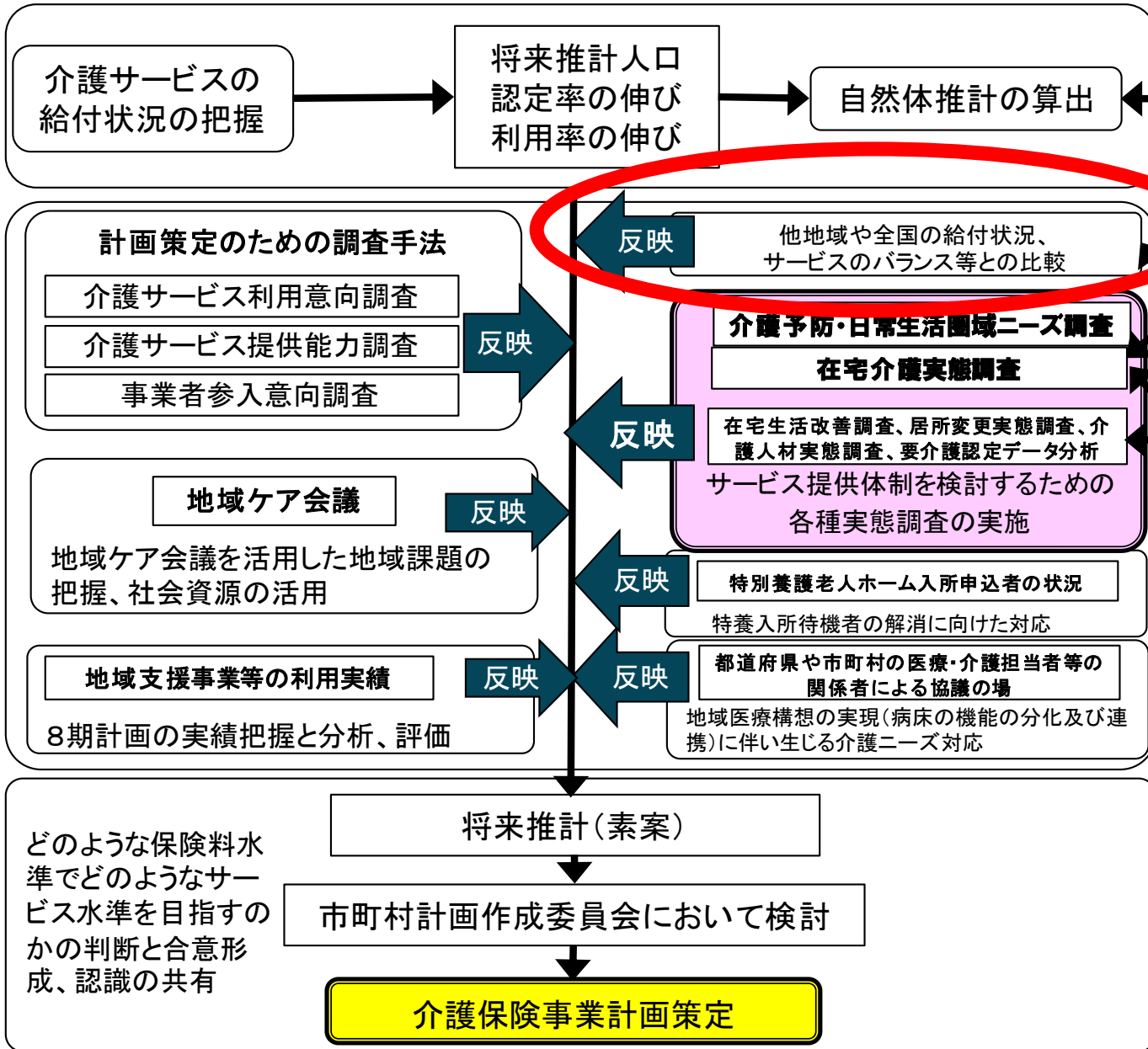
《作成プロセス》

《支援ツール》

自然体推計

基礎調査・地域ケア会議・
地域間比較

施策反映
関係者との議論を
踏まえた計画の策定



将来推計機能

「見える化」システム

現状分析機能

集計・分析ツール

調査結果等の施策反映例の提示

計画の手引き

(参考) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等 評価指標(市町村分)

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

評価目的	①「見える化システム」などのデータを活用した当該地域の介護保険事業の特徴把握を評価。
指標	ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用している イ 保険者全体の特徴を把握している ウ 日常生活圏域別の特徴を把握している エ 特徴について住民や関係者に公表している
留意点 (一部)	・ <u>一人当たり給付費(費用額)(年齢等調整済み)</u> ・ <u>要介護認定率(年齢等調整済み)</u> ・ <u>在宅サービスと施設サービスのバランス</u> ・その他のデータ等に基づき、全国平均、近隣保険者その他の数値との比較や経年変化の分析を行いつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っているものが対象。
時点	2022年度(予定)実施の状況の評価

(参考) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等 評価指標(都道府県分)

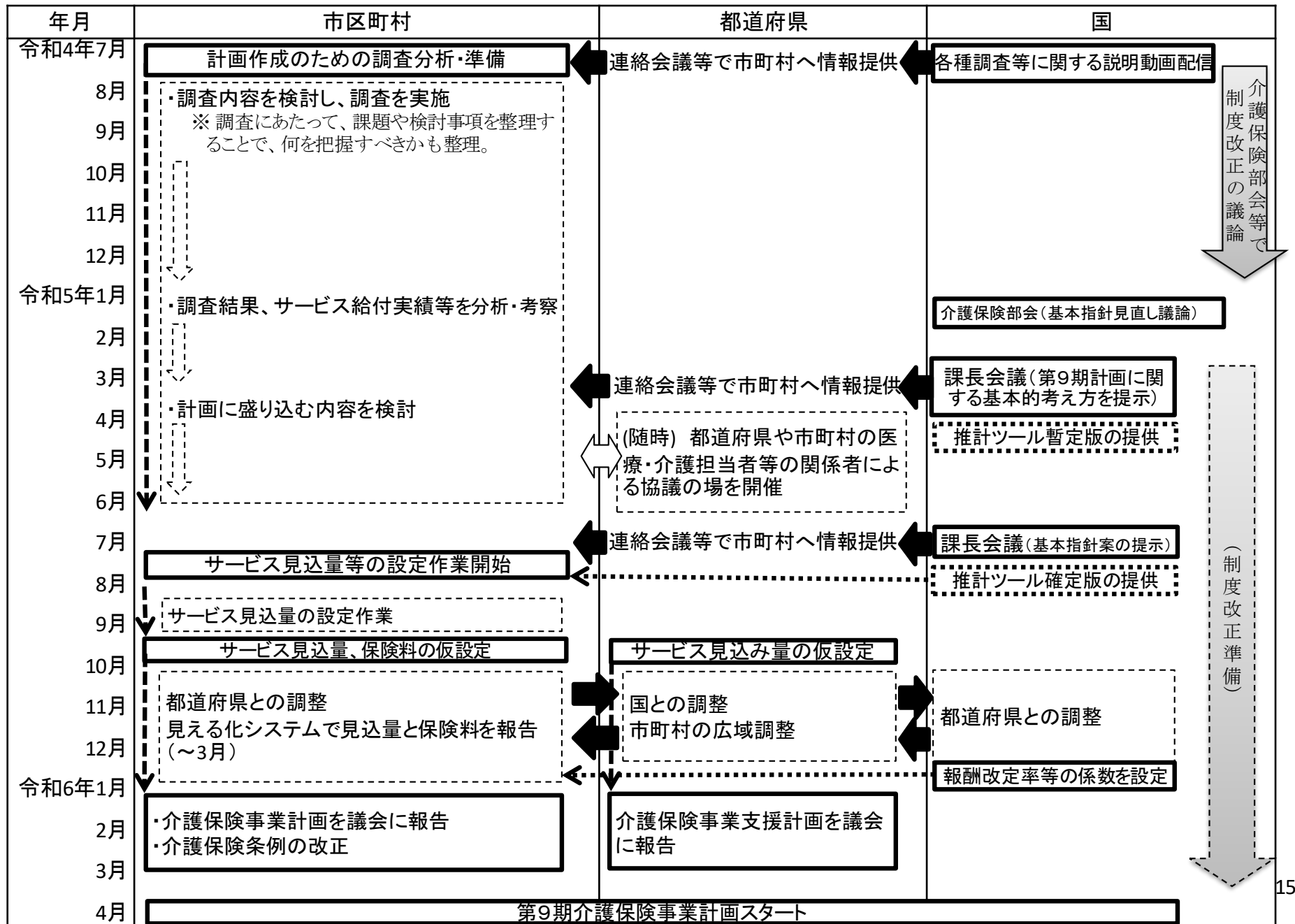
I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画

評価目的	①データによる地域分析による課題把握や地域差(管内市町村間の年齢調整後一人当たり給付費の差。以下同じ)の改善に向けた市町村別支援のPDCAを評価。
指標	ア 地域課題や地域差の分析を基に、市町村と対応策について検討する機会・場を設けている イ 市町村別に、地域課題や地域差に対する支援方を策定している(支援対象は抽出した市町村で良い) ウ 対応策に基づき、保険者による地域課題に対する対応、地域差の改善、介護保険事業計画の進捗管理を支援(研修事業、アドバイザー派遣等)している エ 助言・支援により地域差が改善されている オ 地域差の改善状況を基に、各市町村に支援結果と改善が必要な場合はその改善内容を伝えるプロセスを有している
留意点(一部)	○ア～オの評価に当たっては、以下のことを前提条件とする。 ・一人当たり給付費(費用額)(年齢等調整済み。以下同じ) ・要介護認定率(年齢調整済み) ・在宅サービスと施設サービスのバランス ・その他のデータ等に基づき、地域差(管内市町村間の一人当たり給付費の差。以下同じ)の要因分析を行っていること、また、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行いつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っていること。その際、単にデータを共有するだけでなく、データを用いた分析を行っていること。 ・地域分析を基に各市町村における課題を把握していること。 ○イの地域課題や地域差に対する支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行うとともに、これらを書面として作成し、当該書面を踏まえた支援を実施している場合に対象。また、地域課題への対応や地域差については、短期的な改善が困難な場合も想定されることから、支援方策の策定に当たっては、目標を見据えた上で、段階的な支援を位置付けることも可能である。 ○オについては、アウトプットとして、「支援結果」と「改善が必要な場合はその改善内容」につき、書面により、当該市町村とこれらを共有するプロセスを有していることを想定(次年度行う対応策の検討時に共有を予定している場合も可)。
時点	2022年度(予定)実施の状況の評価、エについては、2020年度の一人当たり給付費 オについては、2023年度予定の場合も可

本日の内容

- 1 介護保険事業(支援)計画について
- 2 地域分析について
- 3 計画策定に向けた各種調査について**
- 4 計画の進捗管理について

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R4.8)



介護保険部会等での制度改正の議論

(制度改正準備)

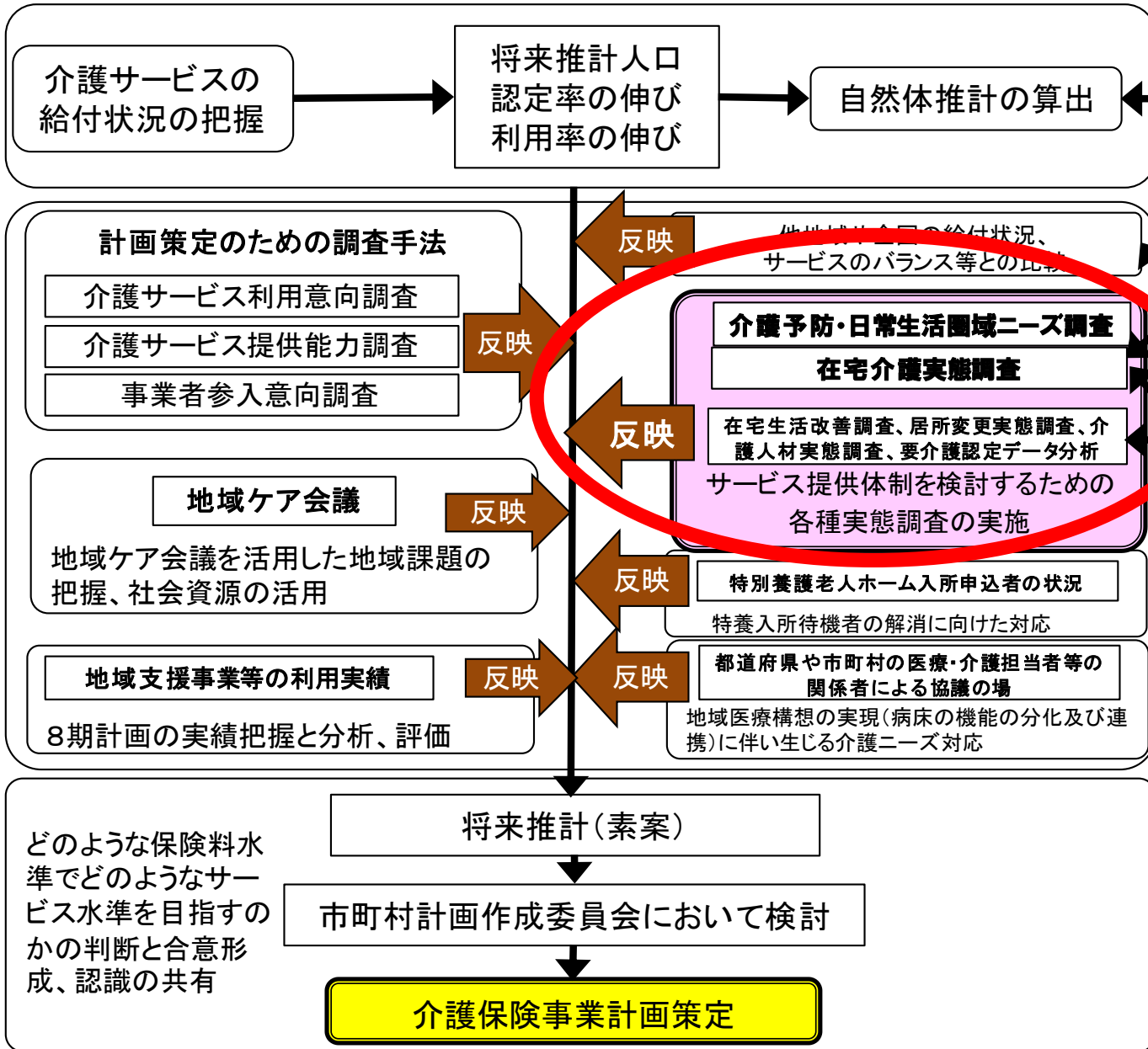
《作成プロセス》

《支援ツール》

自然体推計

基礎調査・地域ケア会議・
地域間比較

施策反映
関係者との議論を
踏まえた計画の策定



将来推計機能
「見える化」システム
現状分析機能
集計・分析ツール
調査結果等の施策反映例の提示
計画の手引き

第9期介護保険事業(支援)計画に向けた調査の実施

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

<実施いただきたい調査>

- **介護予防・日常生活圏域ニーズ調査**については、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握するために重要であり、**実施していただきたい**。(基本指針参照)
- **在宅介護実態調査**については、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査である。計画の作成にあたり関係者と議論する際の材料として有用であり**実施していただきたい**。(基本指針参照)

<実施を検討いただきたい調査>

- その他のサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査(**在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査**)については、調査の実施・分析に必要となる体制の確保に留意しつつ、**可能であれば実施を検討いただきたい**。
在宅生活の継続という観点からのビジョンを設定・検討されている市町村は、本調査が、住み慣れた地域での生活を支えるうえで有効な定期巡回・小多機・看多機等の地域密着型サービスのニーズの把握につながる観点を踏まえて検討いただきたい。

<留意点>

- **保険者機能強化推進交付金の令和5年度指標**では、計画作成にあたり①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③その他の調査を実施しているかを、評価する予定であり、**調査結果の地域包括ケア「見える化システム」への登録予定も含めて評価している**。

介護保険法(平成9年法律第123号)(抄)

第117条第5項 市町村は、第2項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

8期の基本指針(令和2年1月29日厚生労働省告示第29号)(抄)

第二 - - 2 - (三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、**特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である**。

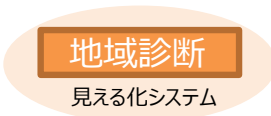

また、**要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)**を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

～中略～

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備や、介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

第9期に向けた介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の実施

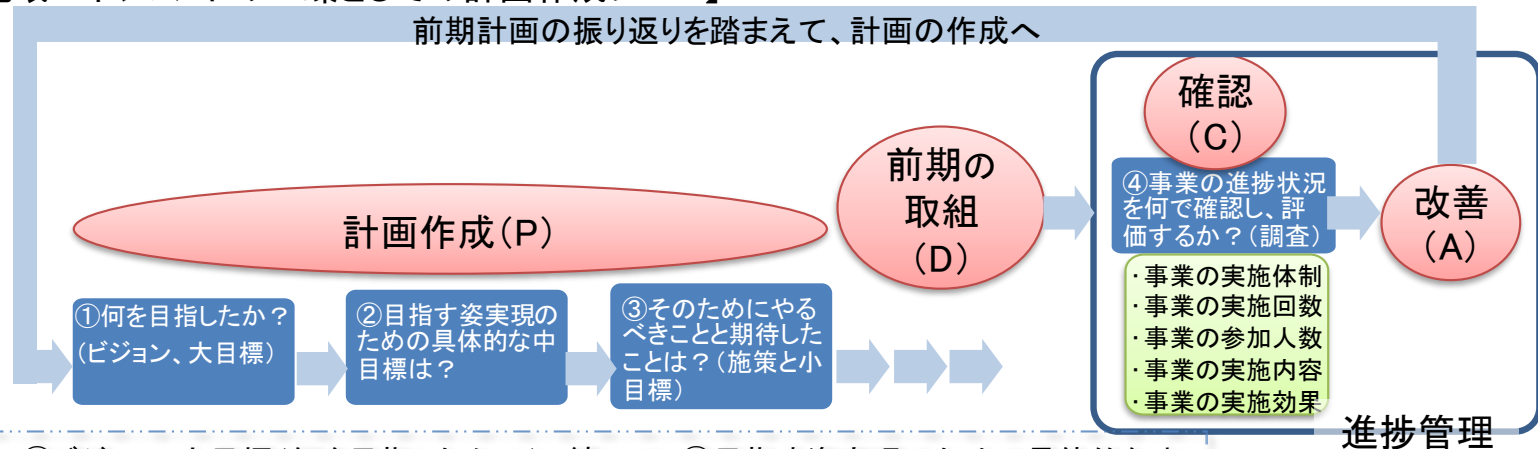
- 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の調査項目は、第8期から変更ない。調査の実施の手引きを参考にして実施いただきたい。
- 調査結果は、地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、経年比較や他地域との地域間比較が可能となることから、データの登録をお願いしたい。

名称		(第7期)介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	(第8・9期)介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
目的 (調査票の作成段階での想定)		<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用すること 介護保険事業計画における新総合事業部分の策定に活用すること <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること <div style="text-align: center;">  </div>
調査対象		要介護1～5以外の高齢者	
調査項目数		必須項目33問(見える化への登録、地域診断の活用を想定) オプション項目30問	必須項目35問 オプション項目29問
設問の内容	「リスクの発生状況」の把握	基本チェックリストで設定したもの 「虚弱」高齢者を把握する項目	<ul style="list-style-type: none"> 運動器の機能低下 低栄養の傾向 口腔機能の低下 閉じこもり傾向 認知機能の低下
		その他	<ul style="list-style-type: none"> IADL／転倒リスク
	「社会資源」等の把握		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア等への参加頻度 地域づくりへの参加意向 たすけあいの状況 主観的幸福感 等
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 認知症にかかる相談窓口の認知度
標準的な実施方法		「実施の手引き」の提示	「実施の手引き」「活用の手引き」の提示
見える化システムへの登録		あり(標準的な実施方法により得られた必須項目への回答)	あり(標準的な実施方法により得られた必須項目、オプション項目への回答)

前期計画の振り返りを踏まえた計画の作成

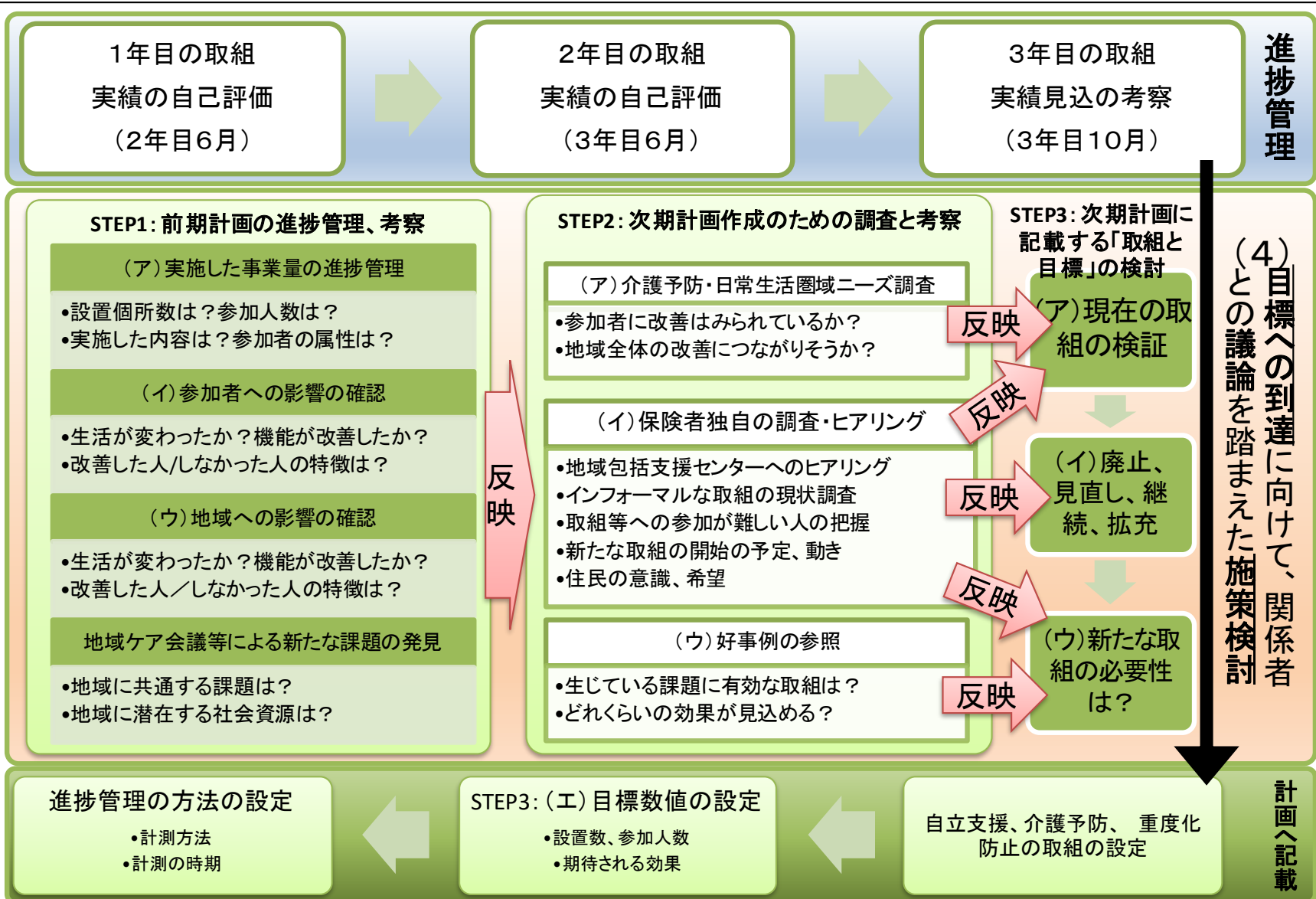
- 第7期計画から自立支援・重度化防止の「取組と目標」を記載することが必須となり、計画期間において毎年度、実績を考察して自己評価しているところ。
- また、次期計画の作成において、多くの自治体で在宅介護実態調査等を踏まえ、家族の負担を軽減し介護離職を防止することに資するサービス提供体制の構築を目指してサービス量を見込むとともに、毎年度、それらサービスの実績値と計画値との乖離状況とその要因について考察いただいているところ。
- 次期計画の作成にあたっては、こうして毎年度、前期計画の進捗管理において把握された地域の課題や解決方法を踏まえて、必要に応じて実態把握のための調査・ヒアリングを実施し、これらに関係者と議論することで認識を共有しながら考察することが求められる。
- これら議論においては、各地域で①何を目指したか？、②目指す姿実現のための具体的な中目標は？、③そのためにやるべきことと期待したことは？、を考察し、次期計画期間で実施すべき施策とその効果を見込んだ上で、計画に記載することが求められる。

【地域マネジメントの一環としての計画作成フロー】



- ①ビジョン、大目標(何を指したか？)、続いて、②目指す姿実現のための具体的な中目標を設定する。
- さらに、③施策と小目標(そのためにやるべきことと期待したことは？)を検討する。
- 併せて、④事業の進捗状況を何で確認し評価するかを検討する。

介護保険事業計画の介護予防等の「取組と目標」の設定



※上記の図においては各年度の自己評価を示しているが、中間地点における実績を参考に、次年度の取組や事業の改善の必要性を考察するため、半期ごとに自己評価することが望ましい。

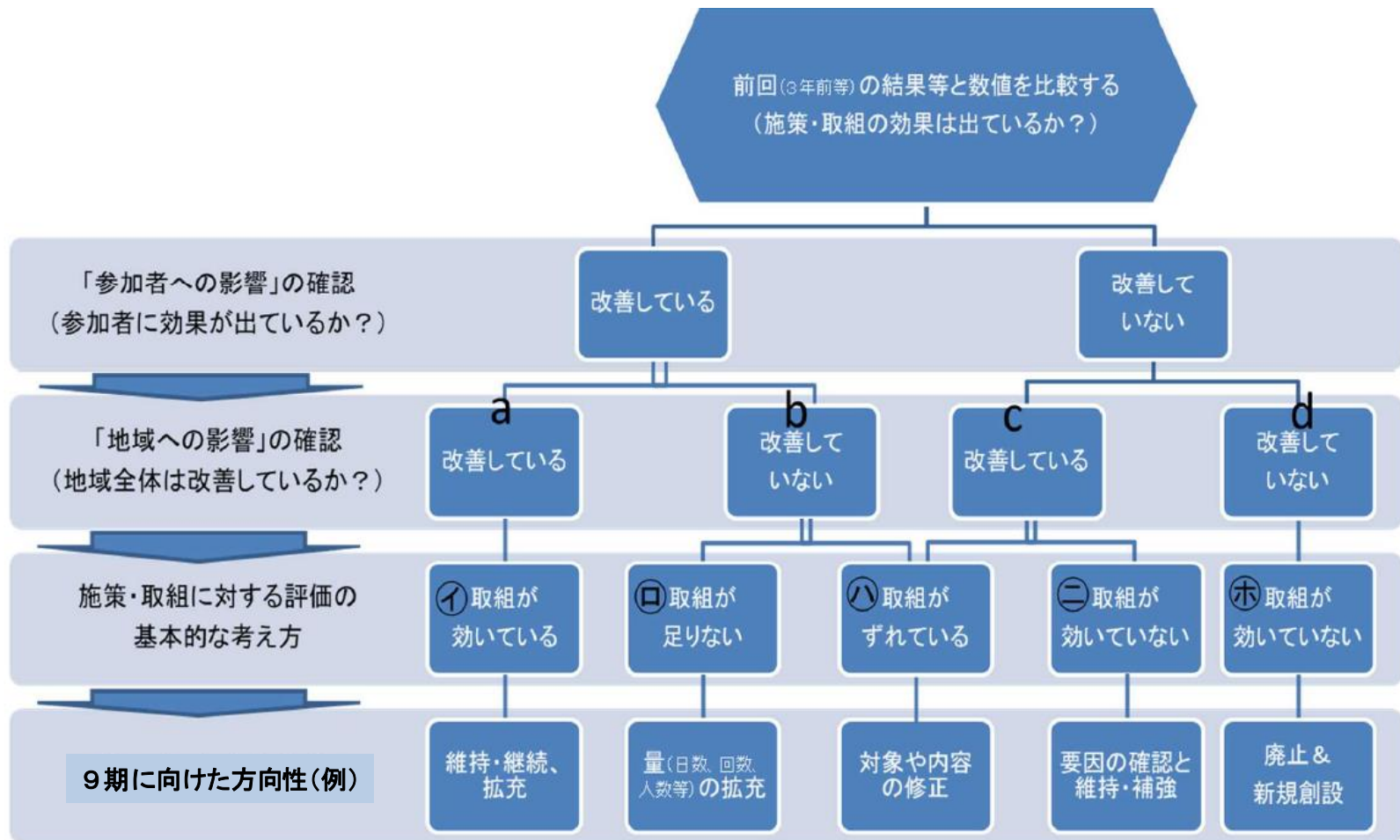
参加者への影響

- ①「参加する前」と「参加した後」とを比較する
 - ②「参加した人」と「参加していない人」とを比較する
 - ③「参加した人」と「地域の平均」とを比較する
- 参加者とそれ以外の方を分ける方法
- ・「●●の取組に参加しているか」という調査項目を追加する
 - ・参加者情報を把握しておいて、「取組への参加者」がわかるように印をつける。
 - ・「通いの場」の参加者は、「地域での活動について」の調査項目で把握できる。

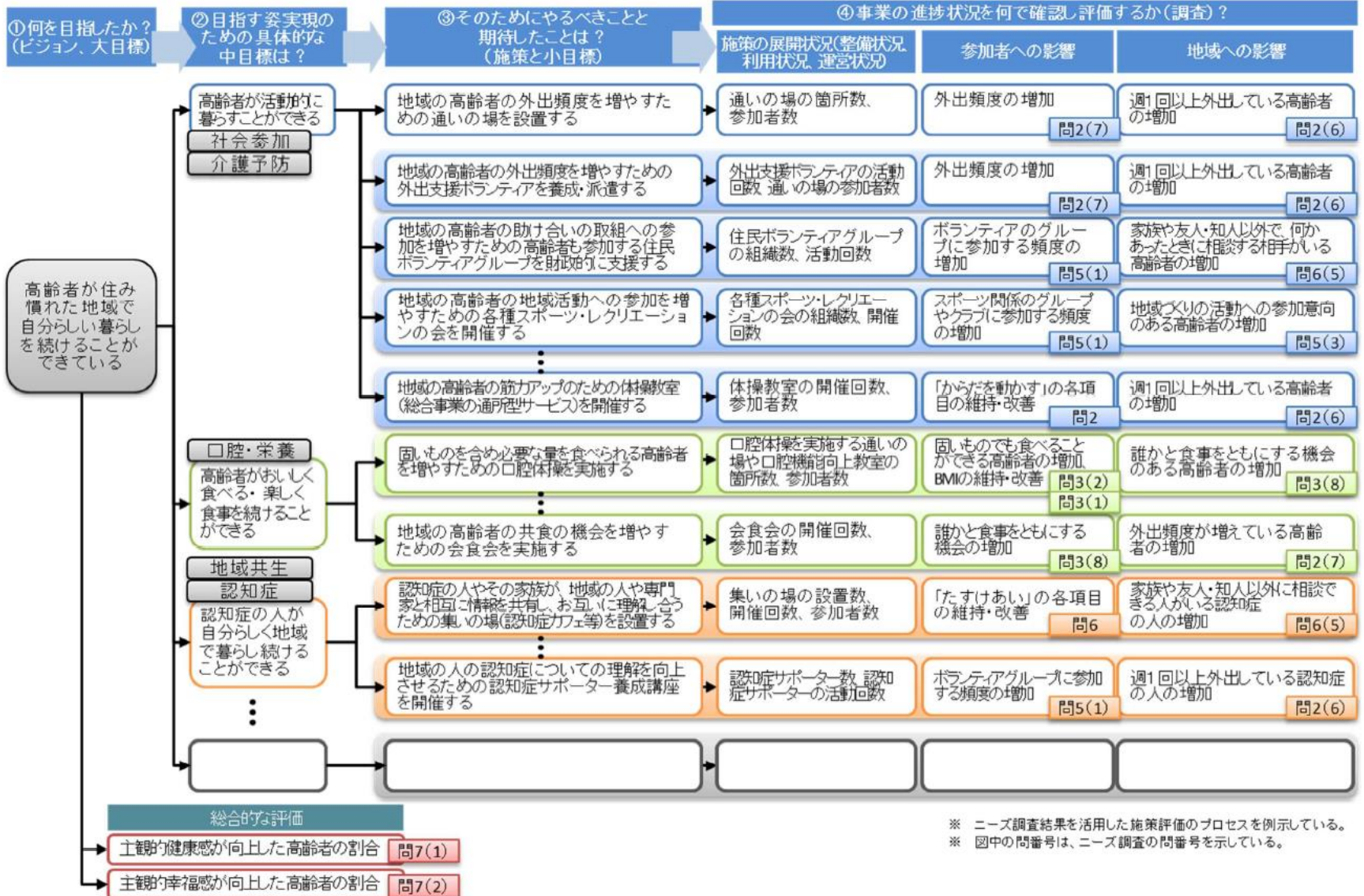
地域への影響

- 3年前の調査結果と比較し、地域全体の変化（該当する割合の変化）を確認
 - 3年前と比較して、回答者の性別・年齢階級に大きな違いがないか確認
- 違いがある場合は、
- ・違いを埋めるための調査の追加
 - ・違いを補正する、勘案して考える 等が必要

進捗状況の確認・評価 (C) から見直し (A) の思考プロセス



取組と目標の作成手順の具体例



※ ニーズ調査結果を活用した施策評価のプロセスを例示している。
 ※ 図中の問番号は、ニーズ調査の問番号を示している。

第9期に向けた在宅介護実態調査の実施

- 在宅介護実態調査の調査項目は、第8期から変更ない。調査の実施の手引き等を参考にして実施いただきたい。
- 調査結果は、地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、経年比較や他地域との地域間比較が可能となることから、データの登録をお願いしたい。

<在宅介護実態調査の概要>

事項	内容
目的	第7から期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「 <u>高齢者等の適切な在宅生活の継続</u> 」と「 <u>家族等介護者の就労継続</u> 」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする
対象者	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方
調査手法	認定調査員による聞き取り調査、郵送調査(接続方式・非接続方式)からメリット・デメリットを踏まえ選択
調査項目	必須+オプション A票:ご本人むけ 問1~14 B票:主な介護者むけ 問1~5 ※自治体が調査項目を減らす場合であっても必要不可欠な5項目を抽出(注)。
支援ツール	・在宅介護実態調査 実施のための手引き ・在宅介護実態調査 活用のための手引き ・在宅介護実態調査の自動集計ツール_認定ソフト2021対応版 ※令和5年1月頃提供予定

(注)認定調査員の負担を軽減するため、仮に自治体において調査項目を減らす場合であっても、次の5項目は、介護する家族の負担感を把握するために必要不可欠であるため、調査項目として設定することが望ましいとしている。

A票 問1 世帯類型

B票 問1 介護者の勤務形態

A票 問2 介護者の介護の頻度

B票 問4 介護者の就労継続の見込み

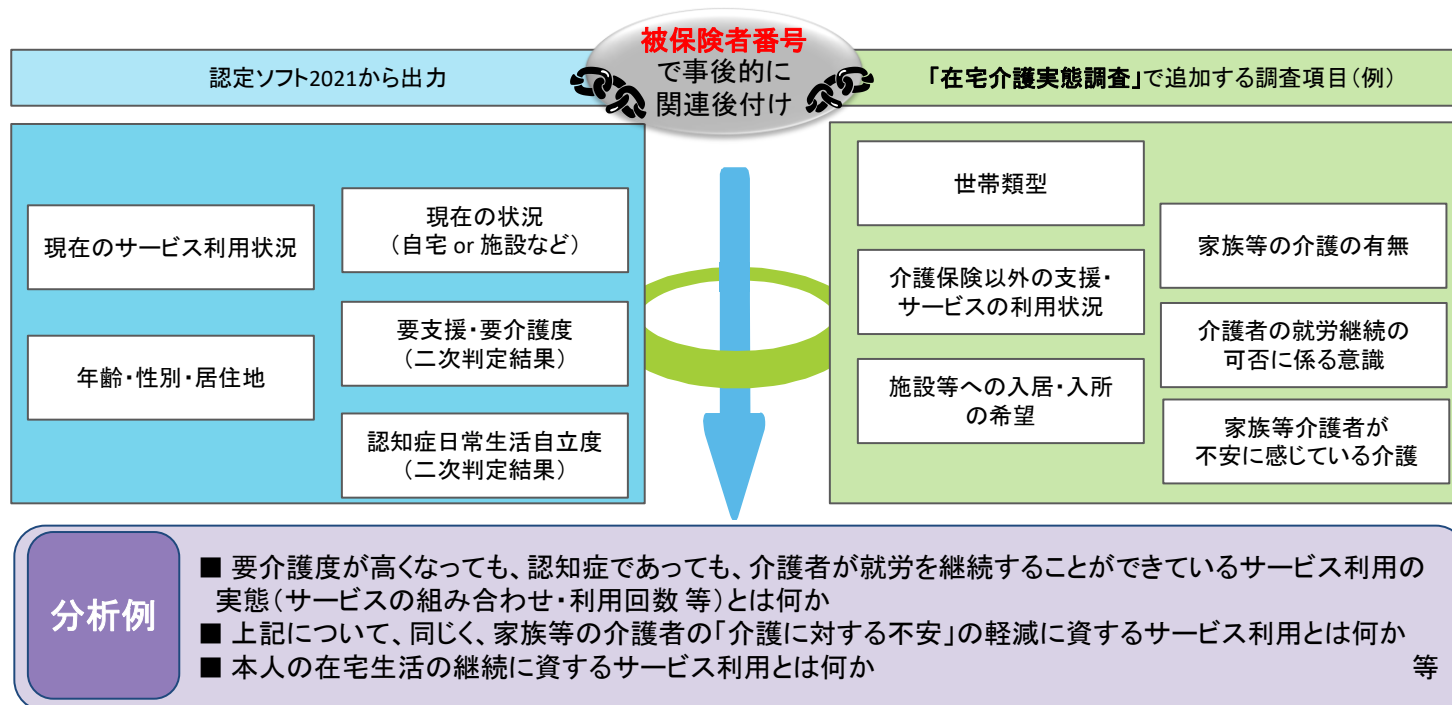
A票 問10 施設等検討の状況

I 在宅介護実態調査とは？

(2) 集計分析は、要介護認定データの活用が基本

- 在宅介護実態調査では、サービス利用の詳細などをアンケートで把握することの困難さから、「要介護認定データ」と関連付けた分析を行うことを前提とした認定調査員による聞き取り調査を基本としています。
- これにより、調査設問数を大幅に削減することができるとともに、認定調査員による聞き取り結果や認定審査会の審査結果など、通常のアンケート調査では把握が困難な、客観的なデータに基づいた分析等を行うことが可能になります。

< 「要介護認定データ」と「在宅介護実態調査結果」の関連付けのイメージ >

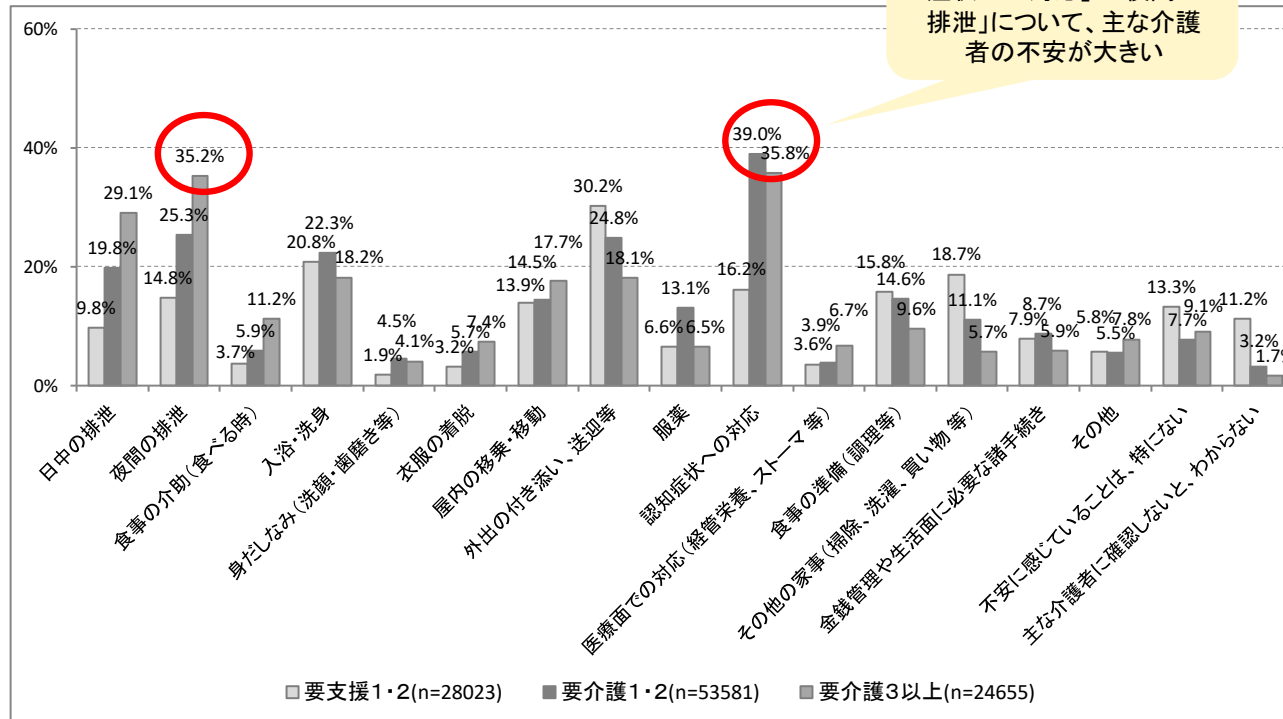


検討テーマ1：在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討

主な介護者が不安を感じる介護は、要介護3以上では「認知症状への対応」「夜間の排泄」

- 「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護」について、要介護3以上では、特に「認知症状への対応」と「夜間の排泄」について、主な介護者の不安が大きい傾向がみられました。
- したがって、要介護3以上では、主な介護者が「在宅生活の継続が困難」と判断する特に重要なポイントとして、「認知症」と「（夜間の）排泄」の2点が挙げられると考えられます。

図表 要介護度別・介護者が不安を感じる介護

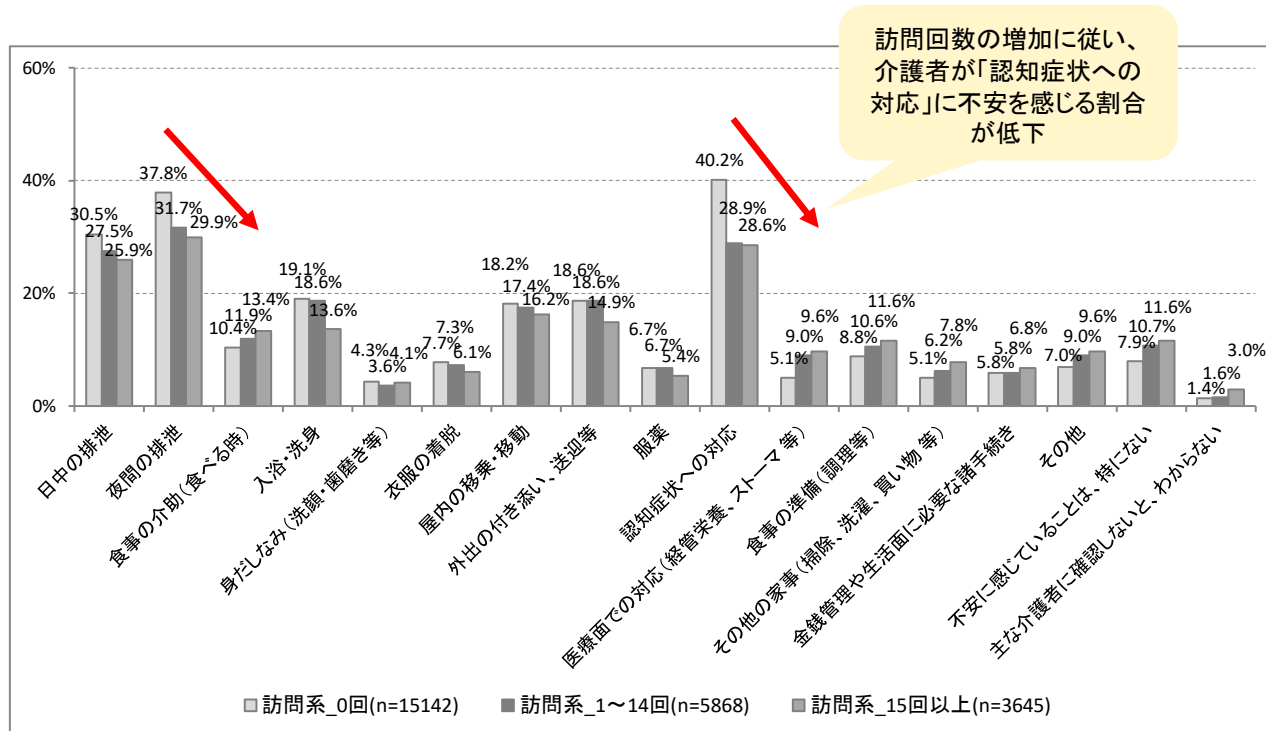


検討テーマ1：在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討

「訪問回数の増加」に伴い、介護者の「認知症状への対応」「夜間の排泄」の不安が軽減

- 在宅生活の継続に向けて、介護者が不安に感じている介護としては「認知症状への対応」と「夜間の排泄」が高い傾向がみられました。
- 「介護者が不安に感じる介護」と「訪問系サービスの利用回数」の関係をみると、訪問系サービスの利用回数の増加とともに、「認知症状への対応」と「夜間の排泄」について、介護者の不安が軽減する傾向がみられました。

図表 サービス利用回数と介護者が不安を感じる介護（訪問系、要介護3以上）

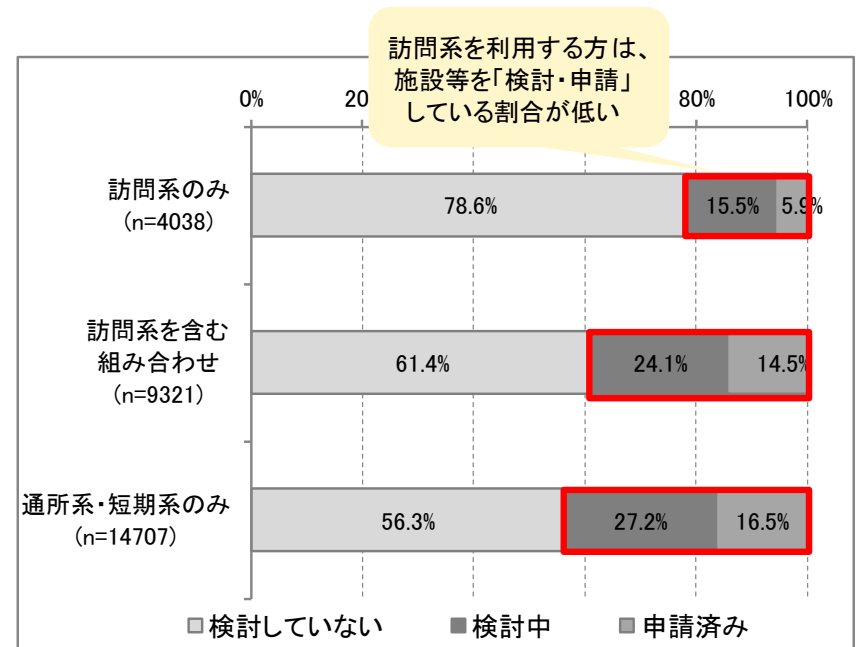
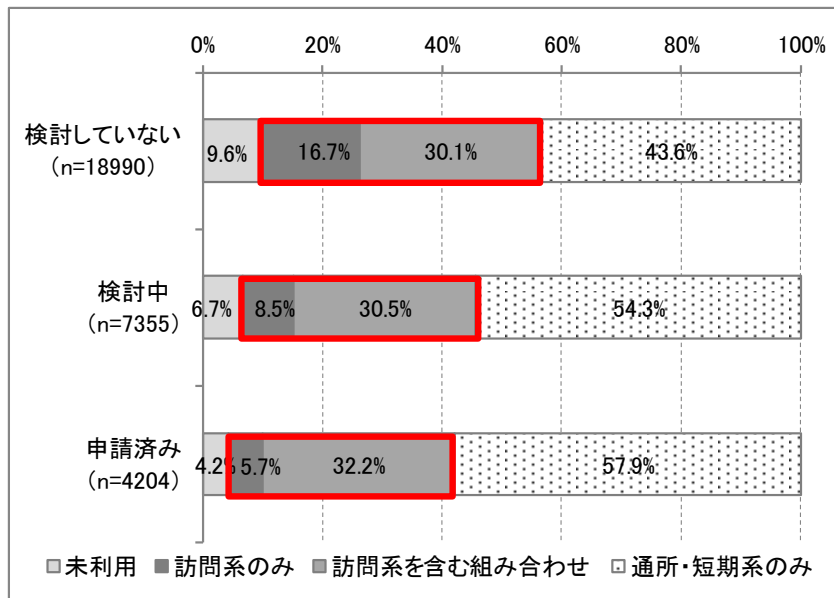


検討テーマ1：在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討

「訪問系」サービスを利用する方は、「施設等の検討・申請割合」が低い

- 「サービス利用の組み合わせ」と「施設等検討の状況」の関係をみると、訪問系サービスを利用する方は、「施設等の検討・申請割合」が低い傾向がみられました。
- なお、特に「訪問系のみ」のケースで、施設等を「検討していない」の割合が高くなっています。

図表 サービスの利用の組み合わせと施設等検討の状況 (要介護3以上)

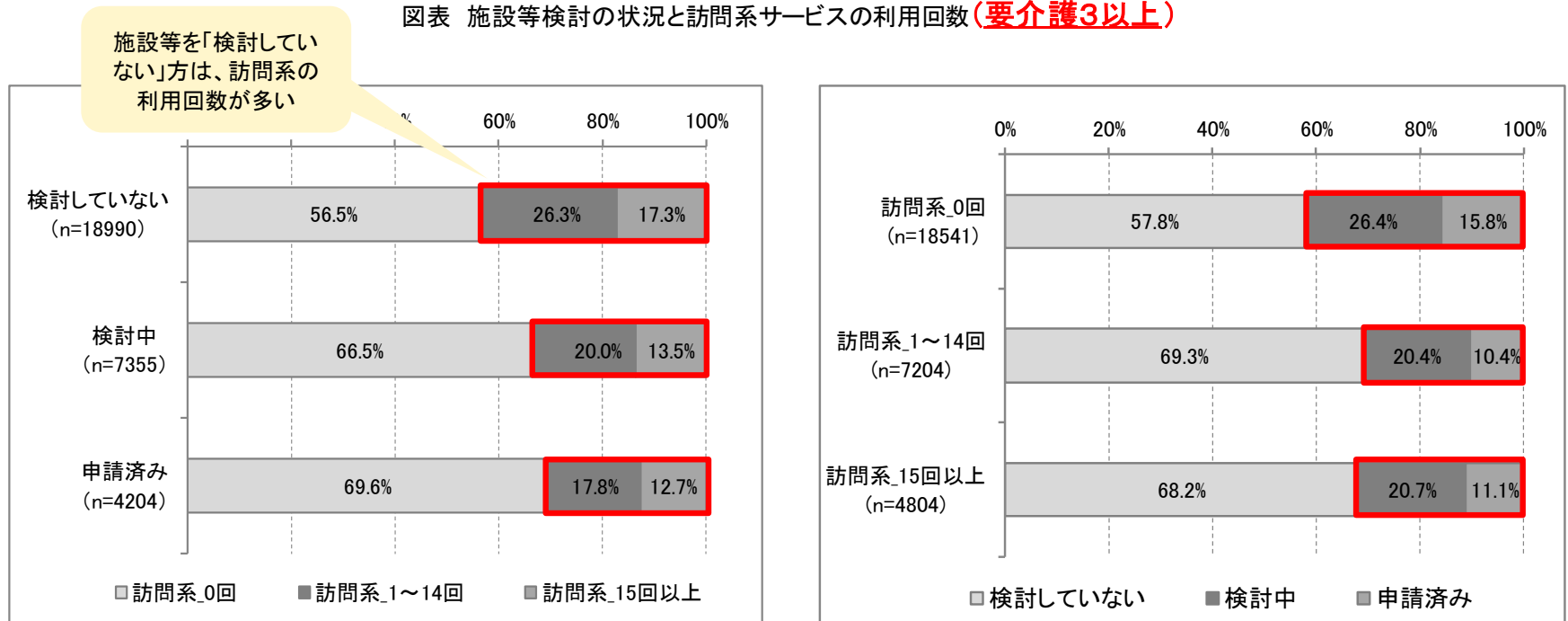


検討テーマ1：在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討

施設等を「検討していない」方は、「訪問系」の利用回数が多い傾向

- 「施設等検討の状況」と「訪問系サービス利用の回数」の関係をみると、施設等を「検討していない」方は、「訪問系」の利用回数が多い傾向がみられました。
- 中重度になっても「在宅で生活を継続できる」と考えている人は、「在宅生活の継続は難しい」と考えている人と比較して、訪問系サービスの利用回数が多い傾向があると考えられます。

図表 施設等検討の状況と訪問系サービスの利用回数（要介護3以上）

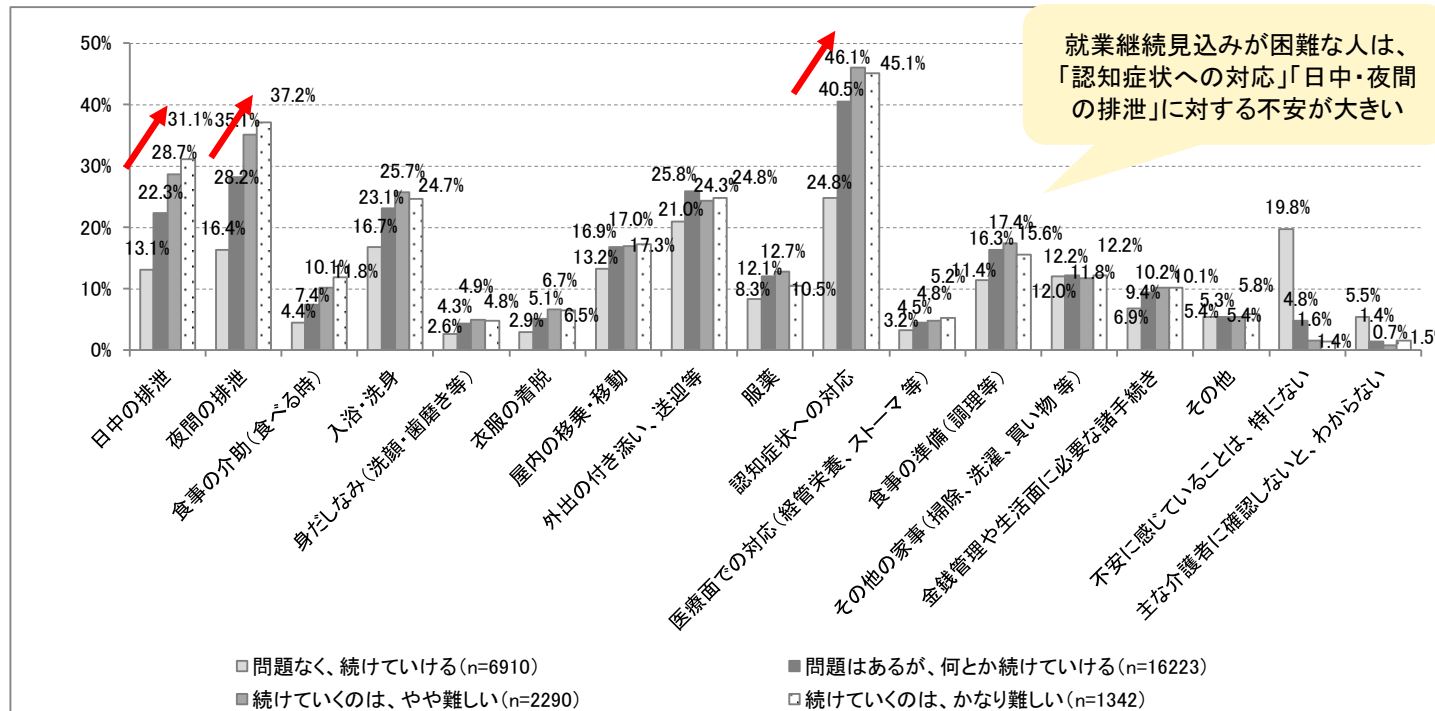


検討テーマ2：仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

就業継続が困難と考える介護者が不安を感じる介護は、「認知症状への対応」「日中・夜間の排泄」が高い傾向

- 「就労の継続の意向」と、「今後の在宅生活継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護」の関係を見ると、就労継続が難しいと感じるにしたがって、「認知症状への対応」と「夜間の排泄」「日中の排泄」等について、不安を感じる割合が高くなる傾向がみられました。
- これらの介護が「在宅生活を継続しながらの就労継続」について、介護者が可否を判断するポイントとなっている可能性があります。

図表 就労継続見込み別・介護者が不安を感じる介護(フルタイム勤務)



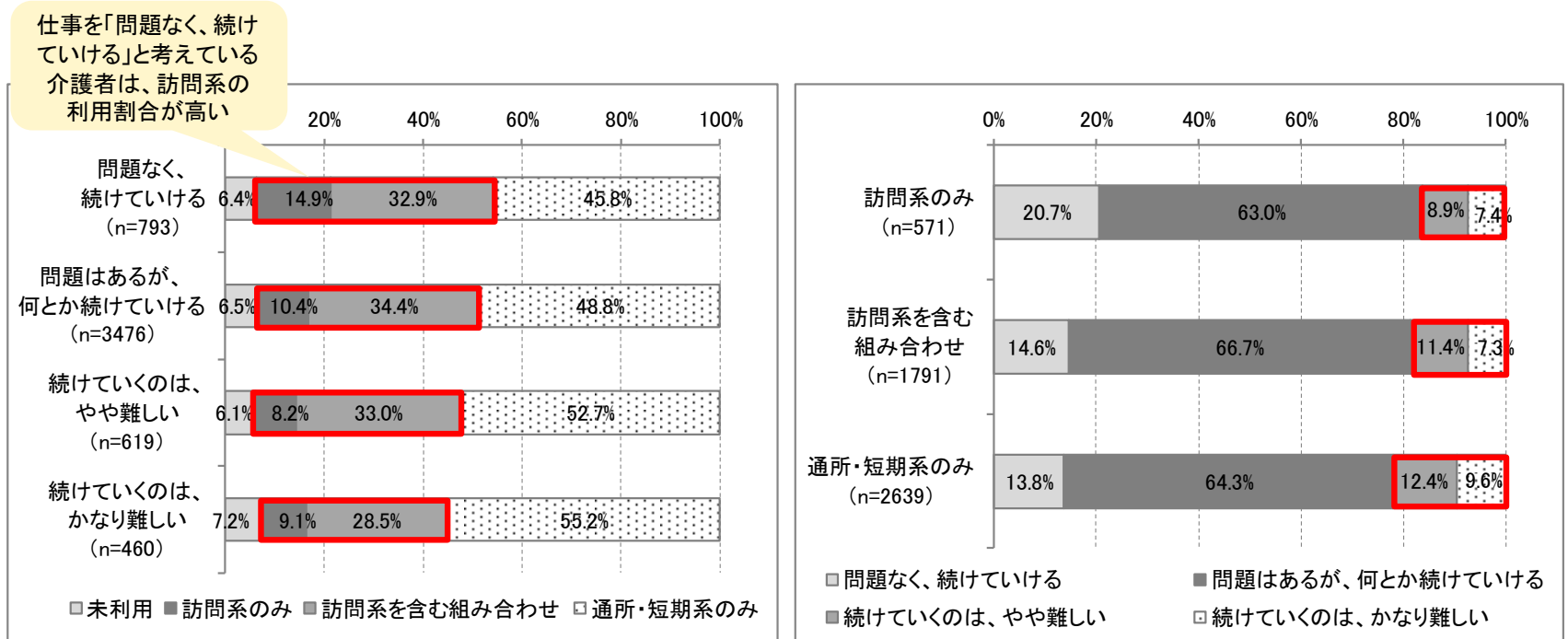
※ ただし、自動集計分析ソフトの出力では、集計の対象を「フルタイム勤務+パートタイム勤務」としているとともに、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせて集計しています。

検討テーマ2：仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

就業の継続が可能と考える介護者は、「訪問系」の利用割合が高い傾向

- 「就労継続の意向」と「サービス利用の組み合わせ」の関係をみると、就労の継続が可能と考える介護者は、「訪問系のみ」もしくは「訪問系を含む組み合わせ」利用の割合が高い傾向がみられました。

図表 就業継続の意向とサービスの利用の組み合わせ (要介護3以上・フルタイム勤務)

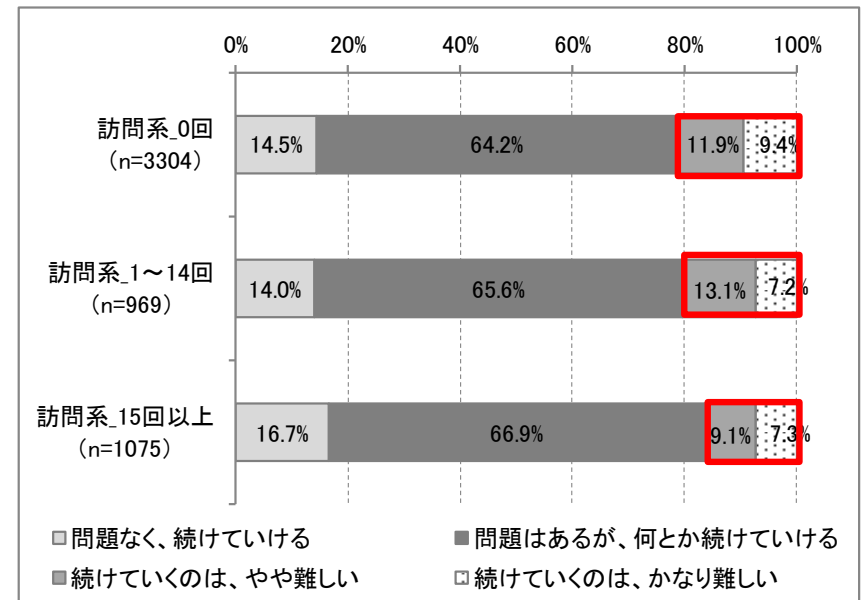
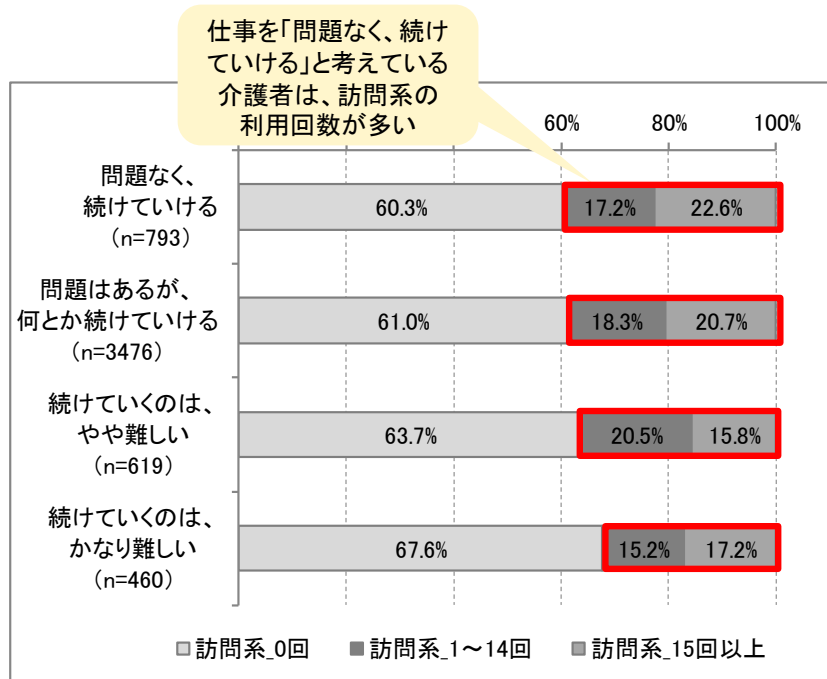


検討テーマ2：仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

就業の継続が可能と考える介護者は、「訪問系」の利用回数が多い傾向

- 「就労継続の意向」と「訪問系サービス利用の回数」の関係をみると、就労の継続が可能と考える介護者は、「訪問系」の利用回数が多い傾向がみられました。
- 介護者が「就労を継続できる」と考えているケースでは、「就労の継続は難しい」と考えているケースと比較して、訪問系サービスの利用回数が多い傾向があると考えられます。

図表 就業継続の意向と訪問系サービスの利用回数(要介護3以上・フルタイム勤務)



◆ 「集計結果の傾向」に基づく「考察」の一例

(1) 「認知症状への対応」、「(夜間の)排泄」に焦点を当てた対応策の検討

- 介護者不安の側面からみた場合の、在宅限界点に影響を与える要素としては、「認知症状への対応」と「夜間の排泄」の2つが得られました。
- したがって、在宅限界点の向上を図るためには、介護者の「認知症状への対応」と「夜間の排泄」に係る介護不安を如何に軽減していくかが、重要なポイントと考えられます。
- しかしながら、調査分析結果からは、そのような傾向があることは読み取れますが、「何故、そのような傾向がみられるのか」という理由についてはわかりません。具体的な取組に向けては、専門職を含む地域の関係者間で議論をし、その理由等について考察しながら、共通の認識を醸成していくことが重要です。

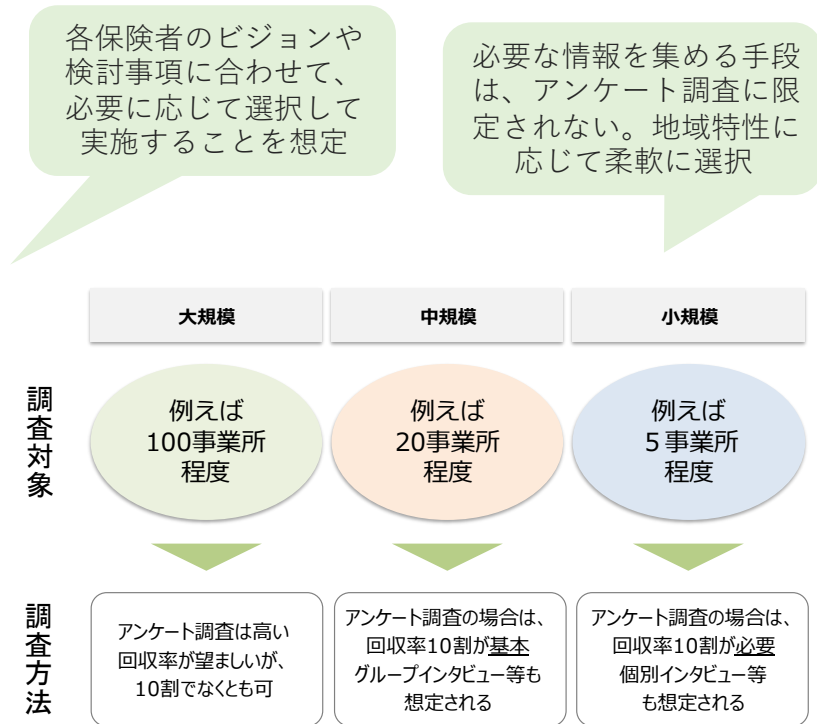
(2) 多頻度の訪問を含む、複数の支援・サービスを組み合わせたサービス提供

- 訪問系サービスを頻回に利用しているケースでは、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」に係る介護者不安が軽減されるとともに、「施設等検討割合」が低下、「就労の継続が困難な割合」が低下する傾向がみられました。
- このような多頻度の訪問系サービスの提供を実現するためには、例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を促進していくことなどが一案として考えられます。
- なお、このような場合、単純にサービスの整備を推進するのみでなく、サービス提供による効果が十分に得られるよう、例えば「認知症状への対応」や「夜間の排泄」に係る介護者不安の軽減のために、これらの地域密着型サービスの提供を通じて、各専門職が果たすべき役割について、関係者間での意見交換を行っていくことなどが重要であるといえます。

在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の実施について

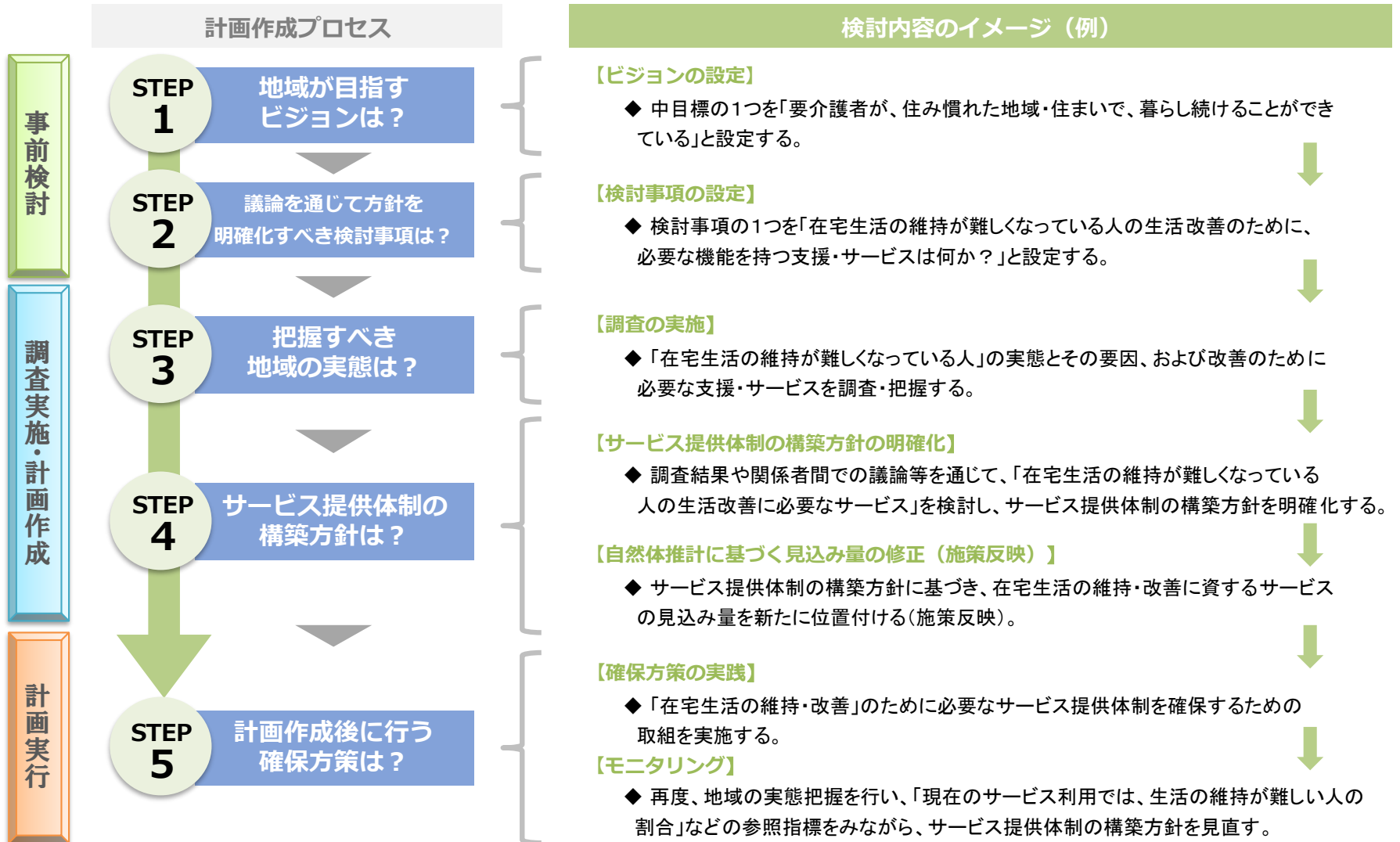
- 第8期では、新たに「施策反映のための手引き」を提示し、ニーズ調査や在宅介護実態調査を補完するものとして、新たに3つの調査(在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査)と要介護認定データを用いた地域分析ツールを提供している。
- 3つの調査は、「地域が目指すビジョン」に向けたサービス提供体制のあり方を検討するために、地域の実態把握を事業所に対するアンケートにより行うツールとして、例示しているもの。
- 各保険者が地域の実情に応じて必要な調査・設問等を選択して実施することが可能であり、第9期において調査内容は変更しない。
- 調査結果の施策への活用方法について、実際の活用状況を把握した上で、具体的に提示していく予定。

	調査・ツールの名称	調査・分析対象	主な目的
アンケート調査等	在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小多機、看多機(ケアマネジャー)	「(自宅等にお住まいの方)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討
	居所変更実態調査	介護施設等(サ高住・住宅型有料含む)	過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討
	介護人材実態調査	介護事業所、介護施設等(サ高住・住宅型有料含む)	介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討
分析ツール	要介護認定データを用いた地域分析ツール	要介護認定データ	要介護認定データを活用し、地域ごとの要介護者の状態像等の比較を行うことができる、集計分析ツール(ExcelのVBAによる自動集計)



I 手引きが示す「計画作成プロセス」とは、どのようなものか？

(2) 「ビジョンからはじまる」計画作成プロセス



手引き
P.19

Ⅱ 地域ごとに設定する「ビジョン、参照指標、検討事項」の例は？

(1) 手引きで想定した、計画作成プロセス・構造の全体像（例）

○ 以下の計画作成プロセス・構造の全体像でお示ししている例は、主に給付サービスを対象としたものになっています。ただし、計画作成プロセスそのものは、給付サービスの検討に限らず、その他のより多様な検討（地域支援事業など）のために用いることが可能です。



本日の内容

- 1 介護保険事業(支援)計画について
- 2 地域分析について
- 3 計画策定に向けた各種調査について
- 4 計画の進捗管理について

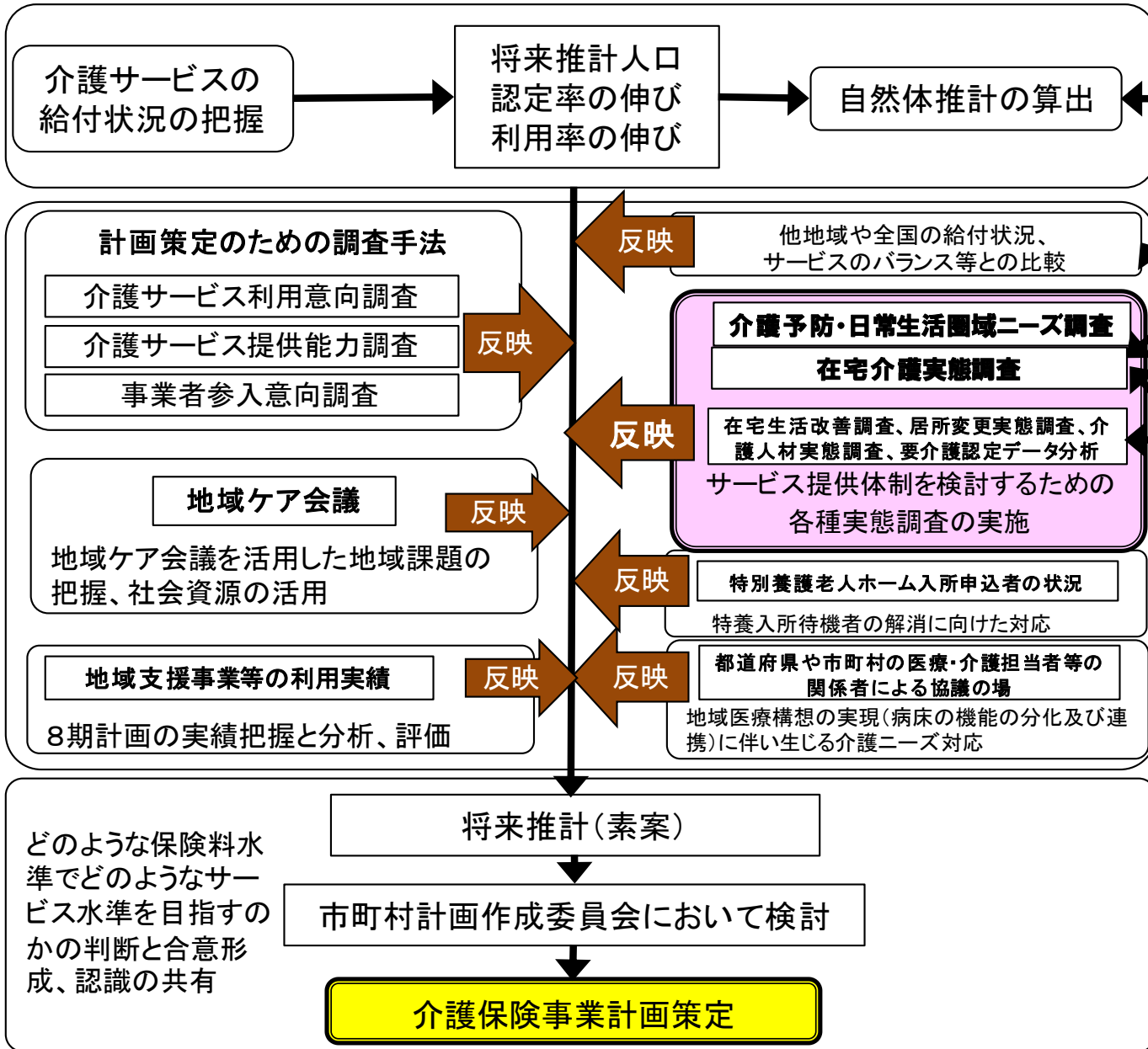
《作成プロセス》

《支援ツール》

自然体推計

基礎調査・地域ケア会議・
地域間比較

施策反映
関係者との議論を
踏まえた計画の策定



将来推計機能
「見える化」システム
現状分析機能
集計・分析ツール
調査結果等の施策反映例の提示
計画の手引き



介護保険事業(支援)計画の進捗管理 のための手引き

厚生労働省老健局介護保険計画課

進捗管理すべき指標(数値)(進捗管理の手引きp10)

(1) サービス見込量の計画値

- 認定者数、各サービスの利用人数、日数・回数、平均単価

(2) 「取組と目標」に掲げた数値

- 制度改正により、計画への必須記載事項へ
- 自立支援、重度化防止、介護予防

(3) 保険者機能強化推進交付金の算定指標

- 制度改正により導入
- 平成30年度から開始
- 令和2年度に介護保険保険者努力支援交付金を創設

(1) サービス見込量の計画値

サービス見込量の推計の手順

人口・被保険者数の推計

性・年齢階級別

要介護_(支援)認定者数の推計

性・年齢階級別の高齢者数 × 要介護認定率 = 要介護者数

施策
反映

施設・居住系サービスの見込量の推計

現在の利用者数 / 要介護者数 × 利用率 = 利用者数

単価 × 利用者数 = 給付費

施策
反映

在宅サービスの見込量の推計

残りの要介護者数 × 利用率 = 利用者数

単価 × 利用者数 = 給付費

施策
反映

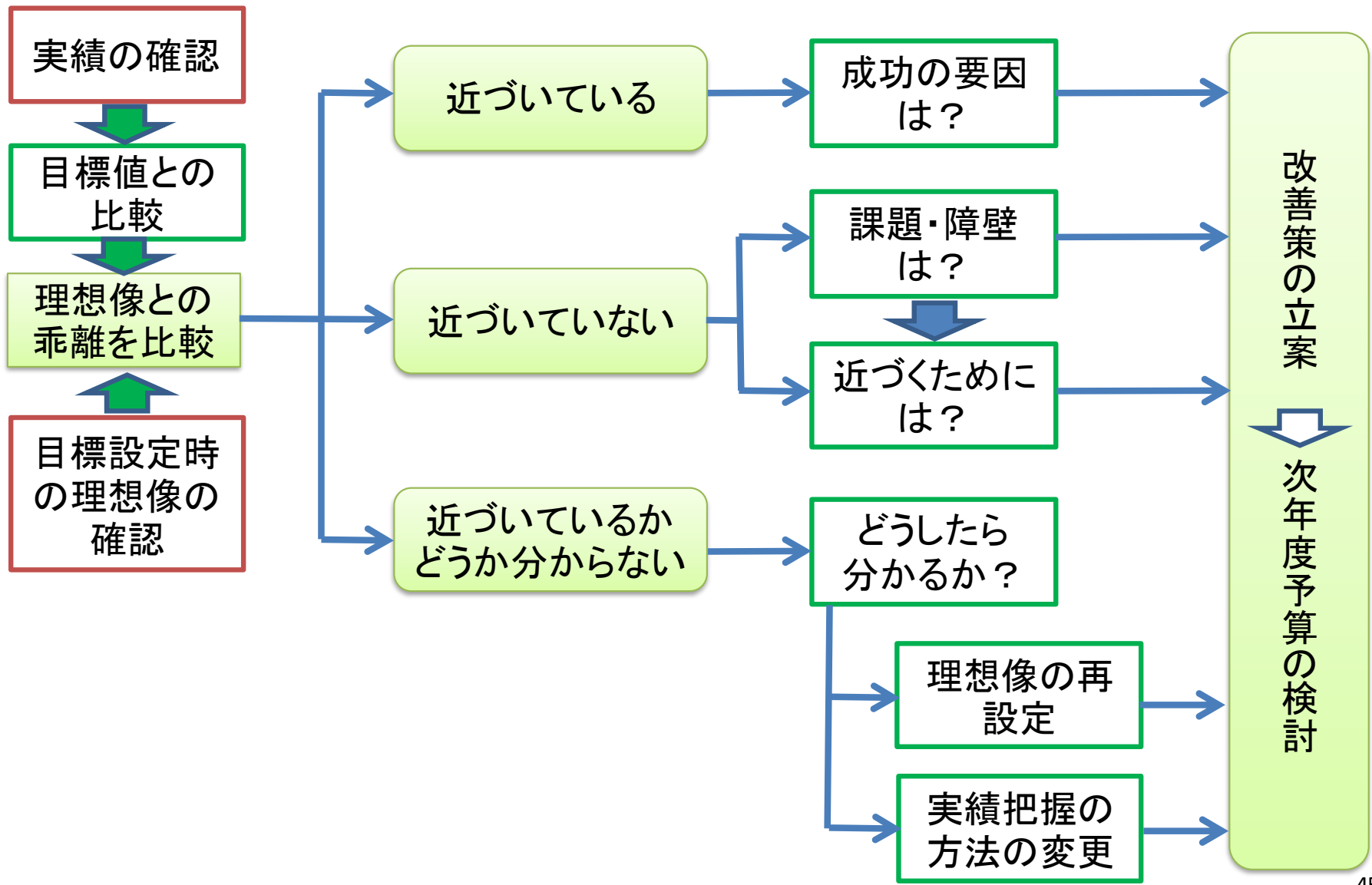
(参考) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等 評価指標(市町村分)

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

評価目的	②給付実績の計画値と実績値との乖離状況の要因分析やそれに基づくサービス提供体制の改善を評価。
指標	ア 定期的にモニタリング(点検)を行っている イ 計画値と実績値との乖離状況の要因を分析している ウ モニタリング・考察結果を運営協議会等で公表している エ 結果を基に、サービス提供体制について必要な見直しを行っている
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画値と実績値との乖離状況とその要因を考察しているものを対象とし、単に認定者数、受給者数、サービス種類別の利用者数、給付実績等の数値を把握したにすぎないものは非該当とする。 ○ アについて、モニタリングは最低でも年に1回は行うものとする。 ○ イの要因分析とは、ロジックツリーや地域分析・検討結果記入シートなどを用いて計画値と実績値の乖離について考察を深めるための分析である。 ○ ウの公表方法は会議での資料配付や自治体ホームページへの掲載などを想定。 ○ エのサービス提供体制の見直しとは、サービス提供体制に係る整備目標につき、当該整備目標の下で、将来の人口推計に基づいたサービス需要(のニーズ)を踏まえてサービス提供体制の確保のために具体的な改善策を講じた場合のほか、今期計画期間中に当該整備目標そのものの見直しを行う場合、アからウまでによる考察を踏まえて検討した結果、次期計画期間以降に当該整備目標を見直すこととした場合及び当面、その見直しを行わないと判断した場合も含む。 ○ 「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」参照。 ○ 今後、要介護度別認定率の過去のトレンドについて分析するとともに、他の保険者のトレンドとも比較して、乖離がある場合には要因分析を行うこと等を求めることを検討している。
時点	2021年度の計画値とその実績値の乖離状況について分析したものを評価

(2)「取組と目標」に掲げた数値

「取組と目標」の進捗管理のイメージ(進捗管理の手引きp35)



(参考) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等 評価指標(市町村分)

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

評価目的	④ 自立支援、重度化防止等に資する施策の目標及び施策の進捗管理、目標未達成時の見直し等のPDCAを評価。
指標	ア 年に1回以上、実績を踏まえた進捗管理を行っている イ 年に1回以上、評価を行っている ウ 改善・見直し等の取組を実施している エ 進捗管理の結果をホームページ等で公開している
留意点	介護保険事業計画に目標を明記している場合を評価の前提条件とする。 ○ 自立支援、介護予防、重度化防止、介護給付の適正化に関する取組及びその目標について、前年度における実施状況(当年度の見込みも可)を把握し、進捗状況として未達成の場合には改善策や理由の提示・目標の見直し等を行うことを評価。 ○ イの評価に当たっては、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」参照。 ○ 設定した目標及び重点施策の内容は評価しない。
時点	2022年度(予定)実施の状況を評価

(参考) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等 評価指標(市町村分)

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

評価目的	⑤当該地域の介護保険事業の特徴を他の地域と比較して分析の上、介護給付の適正化の方策の策定、実施、改善等のPDCAを評価。
指標	ア 当該地域の介護保険事業の特徴を他の地域と比較・分析し、方策を策定している イ 策定した方策に沿って実施している ウ 方策の改善・見直し等を行うプロセスがある エ 方策の改善・見直し等の取組結果を公表する機会がある
留意点	○介護給付の適正化の方策については、既に第8期計画に盛り込んでいるものも含む。 ○アの「他の地域と比較・分析」に当たっては、「地域包括ケア「見える化」システム」等を活用し、データを基に、庁内で検討が行われていることが前提。 ○エの公表は会議での資料配付や自治体ホームページへの掲載などを想定している。
時点	第8期計画又はその他の方策に、2021年度の適正化に係る内容を盛り込んでいるものが対象

(参考) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等 評価指標(都道府県分)

I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画

<p>評価目的</p>	<p>②管内の保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る市町村の取組状況の把握、支援、改善のPDCAを評価。</p>
<p>指標</p>	<p>ア 有識者を交えた検討会等で各保険者の課題を踏まえて支援方策を検討している イ 各保険者の取組状況・課題・支援方策を管内保険者へ横展開するなど、保険者に共有している ウ 支援方策を基に、管内の保険者における課題に対する対応策について支援を実施している エ【市町村該当状況調査】市町村の達成率(I ③) オ エの評価結果を基に、各保険者に支援結果と改善が必要な場合はその改善内容を伝えるプロセスを有している</p>
<p>留意点</p>	<p>○ア～オの評価に当たっては、管内全保険者の「自立支援・重度化防止等に係る取組状況を把握していることが前提条件となる。 ○アについて検討会は①と同じものでも良いが、支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。 ○評価の対象となる支援の内容について、財政的・人的支援に限定するものではなく、広く捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、適宜の助言、共通する課題を持った市町村を集めた研修会の開催や個別の支援などが考えられる。 ○オについては、アウトプットとして、「支援結果」と「改善が必要な場合はその改善内容」につき、書面により、当該市町村とこれらを共有するプロセスを有していることを想定(次年度行う支援方策の検討時に共有を予定している場合も可)。</p>
<p>時点</p>	<p>2022年度(予定)実施の状況の評価、オについては、2023年度予定の場合も可</p>

自治体におけるPDCAサイクルの推進に関する調査研究事業 事例集



1 介護保険事業計画全体におけるPDCAサイクルについて

東京都練馬区: 介護保険事業計画全体におけるPDCAサイクルの推進

2 個別取組におけるPDCAサイクルについて

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の取組

熊本県天草市: 通いの場を中心とした介護予防・自立支援関連活動への展開

高知県高知市: 住民主体の取組の普及と介護予防活動の継続のための取り組み

兵庫県淡路市: 医療・介護レセプト突合データ分析を活用した取組

千葉県栄町: 食を通じた地域包括ケアシステムへの展開

鹿児島県徳之島町: 役場内連携による保健事業と介護予防の一体的実施

(2) 介護サービス基盤整備

○介護サービス施設・事業所の整備

神奈川県横浜市: 大都市における追加整備のための土地確保等の取組

石川県加賀市: 小規模多機能型居宅介護事業所を中心とした取組

○介護人材確保

兵庫県宝塚市: 高齢者の社会参加の推進

(3) 介護給付費適正化

大阪府箕面市: サービス付き高齢者向け住宅等のケアプラン点検

R3老健事業「自治体におけるPDCAサイクルの推進に関する調査研究事業」

事例集 https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/dia6ou000044lk2-att/R3_003_3_casestudies.pdf

HP https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/

(3) 保険者機能強化推進交付金の算定指標

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和4年度予算額（令和3年度予算額）：400億円（400億円）

400億円の内訳
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
 - ② ケアマネジメントの質の向上
 - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
 - ④ 介護予防の推進
 - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
 - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

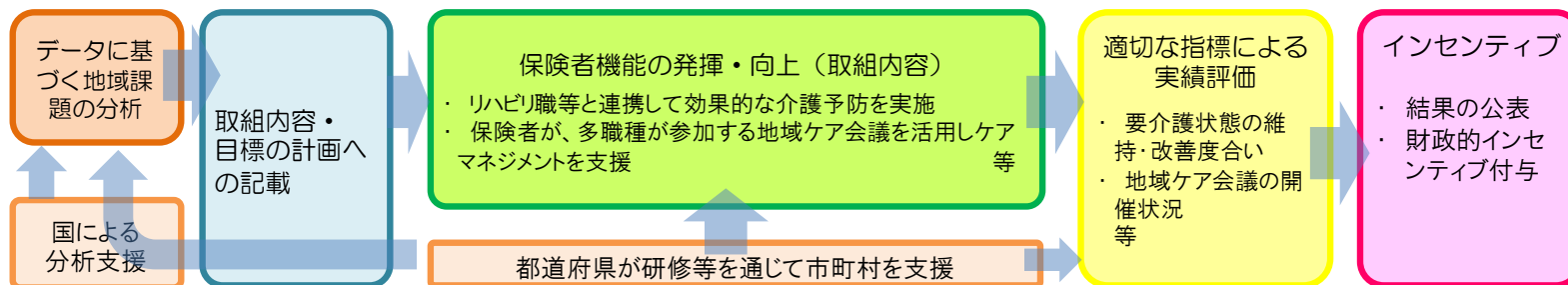
<市町村分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加え、介護保険特別会計に充当
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

<都道府県分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



インセンティブ交付金の枠組みのポイント

① 自己評価は、自分たちの取組の進捗を把握するための一つのきっかけに！



② 自己評価に当たっては、地域住民に対して説明可能な取組が行えているかどうかを意識！



⑤ 自分たちの強み・弱みを把握し、強みの更なる強化、弱みの改善に交付金を積極的に活用！！



PDCAサイクル
の強化

③ 肯定的な評価ができない場合は、する必要がないのか、できていないのか、どちらなのかを意識！



④ 把握した課題は、課題として押さえつつ、優先順位を付けて計画的に改善！



(参考) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等 評価指標(都道府県分)

I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画

評価目的	③保険者機能強化推進交付金の評価結果を用いた市町村の取組状況の把握や、財政的インセンティブの活用も含めた支援、改善のPDCAを評価。
指標	<p>ア 過年度の評価結果を比較・課題分析し、市町村に対して情報提供している</p> <p>イ 市町村支援に係る都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設けている</p> <p>ウ 市町村別の支援方策(支援対象は抽出した市町村で良い)で、支援について目標と取組内容の設定をしている</p> <p>エ 市町村別の支援方策に基づいて支援を実施している</p> <p>オ【市町村該当状況調査】都道府県が策定する支援方策を当該支援対象市町村が把握している</p>
留意点	<p>○アについては、県内市町村間での比較・課題分析し情報提供を行うことでも差し支えないが、他都道府県市町村とも比較・課題分析し情報提供を行う方が望ましい。</p> <p>○イ、ウについては、アによる他都道府県等との比較・課題分析から、各市町村の状況を把握した上で、支援対象の市町村を選定することが必要である。その上で、支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。</p> <p>○エの支援については、ア～ウの過程を経て支援を実施している場合に評価する。なお、取組例としては、評価結果が低調であるなど取組が進んでいない市町村に対し、ヒアリングを行い助言・提案を行うなど、個別での具体的支援を実施している場合などが考えられる。</p> <p>○オについては、都道府県の策定した支援方策の内容が共有されていることを、当該支援対象となっている市町村が評価するもの。</p>
時点	2022年度(予定)実施の状況进行评估

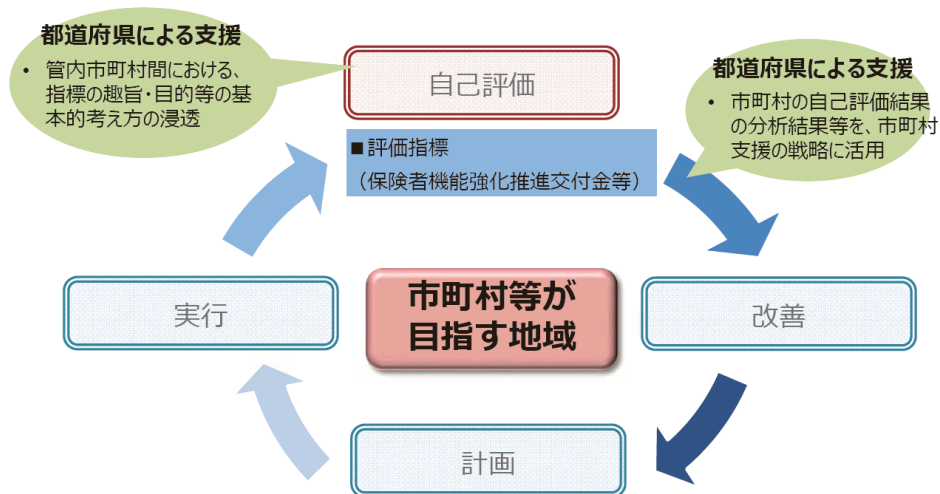
保険者機能強化推進交付金等における自己評価方法の平準化に向けたマニュアル

令和3年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
「保険者機能強化推進交付金等における自己評価方法の平準化に向けた
マニュアル策定に関する調査研究」

保険者機能強化推進交付金等における 自己評価方法の平準化に向けたマニュアル ～市町村の自己評価支援に係る都道府県の実例集～

令和4年（2022年）3月
株式会社日本能率協会総合研究所

● 市町村・保険者における、保険者機能の強化、自立支援・重度化防止



R3老健事業「保険者機能強化推進交付金等における自己評価方法の平準化に向けたマニュアル策定に関する調査研究」
事例集 https://www.jmar.co.jp/2022/llgr3_05_manual.pdf

最後に